

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則

(総合政策課)

ページ  
一

### 訓令

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

(同)

二

## 規則

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (申請時徴収の特例)

第二条 条例第三条第一項ただし書に規定する事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定める手数料は、次に掲げるとおりとする。

一 条例別表第一一の表に規定する手数料

二 条例別表第一四の表に規定する手数料

三 条例別表第二十の表に規定する計量器検定手数料、計量器定期検査手数料、計量器装置検査手数料、品質管理方法検査手数料、基準器検査手数料、計量証明検査手数料及び計量管理方法検査手数料のうち、同表備考第一号又は第二号の規定により加算する額

四 条例別表第二十一の表に規定する手数料のうち、国又は地方公共団体から徴収するもの

五 条例別表第二十二の表に規定する手数料(食品試験手数料のうち、寒天試験に係るものを除く。)

六 条例別表第一十三の表に規定する計量器等依頼検査手数料のうち、同表備考の規定により加算する額  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十八号

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成二十一年四月一日  
 各 現 地 機 関  
 庁 中 一 般

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県幹部会議設置規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

- 第二條第一項各号を次のように改める。
- 一 副知事
  - 二 教育長
  - 三 警察本部長
  - 四 会計管理者
  - 五 秘書広報統括監
  - 六 危機管理統括監
  - 七 部長（ぎふ清流国体推進局長を含む。）
  - 八 振興局長
  - 九 議会事務局長

十 人事委員会事務局長  
 十一 代表監査委員  
 十二 監査委員事務局長  
 十三 労働委員会事務局長  
 附則  
 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号

発行所 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社